

11 浄化槽システムの脱炭素化推進事業

令和4年度予算（案） 1,800百万円（新規）

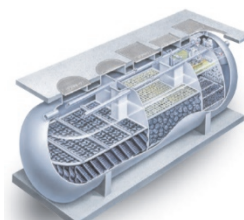
浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再エネ設備の導入を支援します。

事業内容

中大型合併処理浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、蓄電池等）の導入を行うことにより、大幅なCO2削減を図る事業を支援する。

① 既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修

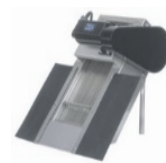
- 最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修とともにブロワ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする
- 改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減



先進的省エネ型浄化槽



高効率ブロワ



スクリーン

② 既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換

- 最新の省エネ基準による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする
- 交換によって既設浄化槽のCO2排出量を46%以上削減（同規模交換時。さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択）



インバータ制御



再生可能エネルギー設備

③ 中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入

- 上記①又は②と併せて行う再エネ設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入を支援する

事業スキーム

事業形態

間接補助事業

補助率

1 / 2

補助対象

民間事業者・団体
地方公共団体等

実施期間

令和4年度～令和8年度

廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業

令和4年度予算（案）

2,000百万円（2,000百万円）

廃棄物エネルギーの有効活用等により、
地域循環共生圏構築に資する廃棄物処理事業を支援します。

事業内容

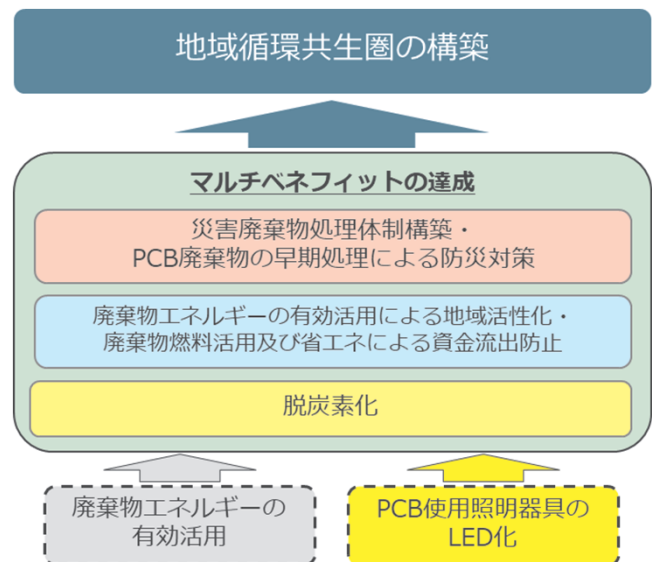
（1）廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業

廃棄物エネルギーを有効活用し社会全体での脱炭素化に資する事業のうち、地元自治体と災害廃棄物受入等に関する協定を結ぶことで地域のレジリエンスの向上に貢献し、かつ、地域内での資源・エネルギーの循環利用による地域の活性化や地域外への資金流出防止等に資する以下の事業を支援する

- ① 廃熱を高効率で熱回収する設備（高熱量の廃棄物の受入量増加に係る設備を含む）の設置・改良（熱や電気を施設外でも確実に利用すること）
- ② 廃棄物から燃料を製造する設備（製造した燃料が確実に使用されること）及び廃棄物燃料を受け入れる際に必要な設備の設置・改良

（2）中小企業等におけるPCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業

PCBが使用されている古い照明器具は、災害時に有害な廃棄物となりうるとともに漏洩等により周辺的生活環境を害する可能性がある。PCB使用照明器具のLED照明への交換事業のうち、発生するPCB廃棄物の早期処理による災害時の環境汚染リスク低減、省エネ化によるGHG排出削減、地域外への資金流出防止等の政策目的を同時に達成することが確実な事業に対し、PCB使用照明器具の有無の調査及び交換する費用の一部を補助する（中小企業等限定。リースによる導入も補助対象）。



事業スキーム

事業形態

間接補助事業

補助対象

- （1）民間事業者・団体
- （2）中小企業等

実施期間

- （1）令和2年度～6年度
- （2）令和2年度～4年度

補助率

（1）廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業

1／3

（2）中小企業等におけるPCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業

調査事業費

1／10（上限50万円）

LED照明器具への交換に係る事業費 1／3 ※リースによる導入の場合も同様の補助率

脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業

令和4年度予算(案) 5,000百万円(4,300百万円) — 令和3年度補正予算額 5,000百万円

リサイクル設備・再生可能資源由来素材等の製造設備の導入を支援します。

事業内容

- 省CO2型のプラスチック高度リサイクル・再生可能資源由来素材の製造設備への補助

<設備例>



石油精製所を活用したリサイクル設備



バイオマスプラスチック製造設備

- 省CO2型の再エネ関連製品等リサイクル高度化設備への補助

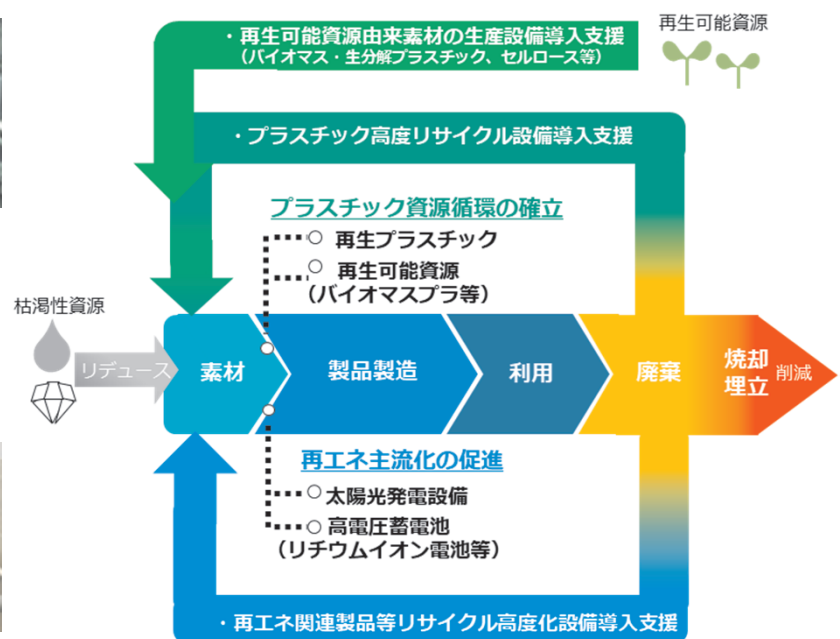
<設備例>



Li-ion電池リサイクル設備



太陽光発電設備リサイクル設備



事業スキーム

事業形態

間接補助事業

補助対象

民間団体等

実施期間

令和3年度～令和5年度

補助率

- ① プラスチックの高度リサイクル・再生利用等設備導入事業
 - ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者 1/2
 - ・上記以外 1/3
- ② 再生可能資源由来素材の生産・利用設備導入事業
 - ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者 1/2
 - ・上記以外 1/3
- ③ 再エネ関連設備のリサイクル設備導入事業
 - ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者 1/2
 - ・上記以外 1/3

「脱炭素×復興まちづくり」推進事業

令和4年度予算（案） 500百万円（500百万円）

福島での「脱炭素社会」の実現と福島の「復興まちづくり」の両方の着実な実現を支援します。

事業内容

(1) 「脱炭素×復興まちづくり」に資するFS事業

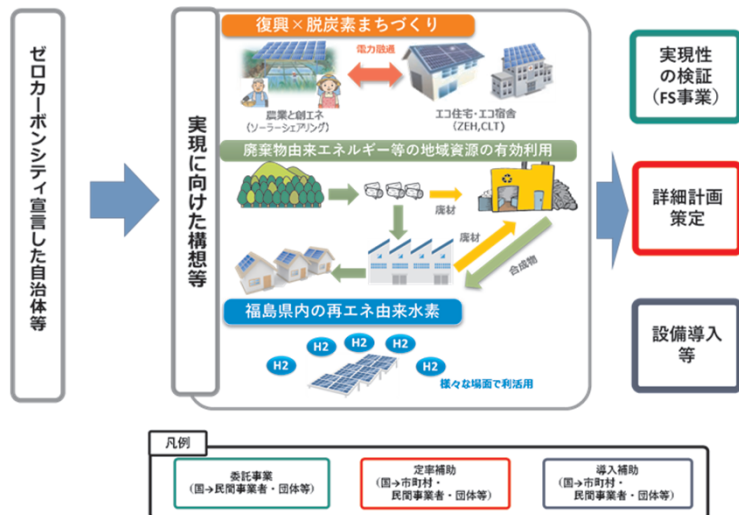
福島での「脱炭素社会」の実現と福島の「復興まちづくり」の両方を着実に実現するため、民間企業が保有するCO2削減効果のある再生可能エネルギーや廃棄物の適正処理に関する先端的な技術等を用いて、福島県浜通り地域で新たな産業を社会実装することを目指し、その事業の実現可能性を調査するFS（フィジビリティ・スタディー：実現可能性調査）事業を実施する。

(2) 「脱炭素×復興まちづくり」に資する計画策定、導入等補助

福島での「脱炭素社会」の実現と福島の「復興まちづくり」の両方を着実に実現するため、福島県が策定した「再生可能エネルギー推進ビジョン」や自治体等が宣言する「ゼロカーボンシティ」で示された方針に沿って、これらの実現に向けた計画策定と、その計画に位置づけられた自立・分散型エネルギーシステムの導入の支援を行う。

事業の実施にあたっては、当該箇所の市町村が2040年又は2050年を見据えた再生可能エネルギーの利用の促進に関する目標と具体的取組を定めた構想等の策定（又は策定予定）を要件とする。

「脱炭素×復興まちづくり」を支援



事業スキーム

事業形態

- (1) 委託事業
- (2) 間接補助事業（計画策定）
- 間接補助事業（設備導入）

委託先及び補助対象

民間事業者・団体・大学・地方公共団体

実施期間

令和3年度～令和7年度

補助率

(2) 「脱炭素×復興まちづくり」に資する計画策定、導入等補助

計画策定

- ・ 補助率 2/3（上限10,000千円）
- ・ 補助対象 民間事業者・団体・地方公共団体

設備導入等

- ・ 補助率 1/3、1/2、2/3、3/4
- ・ 補助対象 民間事業者・団体・地方公共団体

■ 主な補助内容と補助率の一覧

区分	補助内容	補助率	
		原子力災害被災12市町村内	左記以外（福島県内に限る）
再生可能エネルギーによる自立・分散型エネルギーシステム	太陽光発電設備、蓄電池、自営線等	3/4	2/3
	設備を運転制御するために必要な通信、制御機器設備等	2/3	2/3
	ガス・ジョーネレーションシステム	1/2	1/3
水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム	水素を活用する発電設備等	3/4	2/3
	設備を運転制御するために必要な通信、制御機器設備等	2/3	2/3

お問合せ

環境省 環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官付
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課温暖化対策事業室

福島再生・未来志向プロジェクト推進室
0570-028-341

03-3581-2788

工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業

令和4年度予算（案） 3,700百万円（4,000百万円）

工場・事業場の設備更新、電化・燃料転換、運用改善による脱炭素化に向けた取組を支援します。

事業内容

① 脱炭素化促進計画策定支援

（補助率：1/2、補助上限 100万円）

CO₂排出量50t以上3000t未満の工場・事業場を保有する中小企業等に対し、CO₂排出量削減余地診断に基づく「脱炭素化促進計画」の策定を支援

② 設備更新補助（補助率：1/3）

A. 「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新の補助（補助上限1億円）

工場・事業場単位で15%以上削減又は主要なシステム系統で30%以上削減

B. 主要なシステム系統で i) ii) iii) の全てを満たす「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新の補助（補助上限5億円）

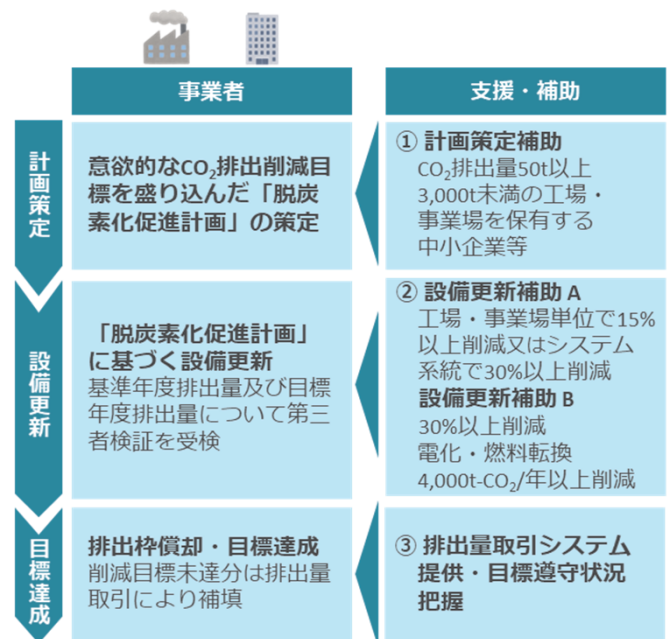
i) 電化・燃料転換

ii) CO₂排出量を4,000t-CO₂/年以上削減

iii) CO₂排出量を30%以上削減

③ 目標遵守状況の把握、事例分析等

参加事業者のCO₂排出量等の管理等、実践例の分析・横展開の方策検討



事業スキーム

事業形態

- ①～② 間接補助事業、
- ③ 委託事業

委託先及び補助対象

民間事業者・団体

実施期間

令和3年度～令和7年度

補助率

① 脱炭素化促進計画の策定支援
1/2（上限 100万円）

② 設備更新補助

・ A. 「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新の補助
1/3（上限1億円）

※工場・事業場単位で15%削減または主要なシステム系統で30%以上削減

・ B. i)～iii)を満たす「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新の補助
1/3（上限5億円）

i) 電化・燃料転換

ii) CO₂排出量を4,000t-CO₂/年以上削減

iii) CO₂排出量を30%以上削減

グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO2削減比例型設備導入支援事業

令和3年度補正予算額 3,000百万円

中小企業等へのCO2削減量に応じた設備等導入補助で、
コロナ禍からの経済再生と脱炭素化を同時実現します。

事業内容

① 中小企業等による省CO2型設備等の導入に対して、以下の(A)(B)のうちいずれか低い額の補助を行う（補助上限5,000万円）。

(A) 年間CO2削減量×法定耐用年数×5,000円/tCO2※（円）

※ 中小企業、省CO2型換気を導入する企業、グリーン冷媒使用設備を導入する企業は、7,700円/tCO2

(B) 総事業費の1/2（円）

※ CO2削減量は、環境省指定の診断機関のCO2削減余地事前診断に基づく導入設備等による2019年比でのエネルギー起源CO2削減量。中小企業には診断費用の補助を行う。

※ 補助対象は、環境省が指定する設備等であって、単年度で導入完了可能なものに限る。LEDは支援対象とはしないが、他の補助対象設備とセットで導入した場合は、CO2削減量として計上。

※ 代行申請を可とする。

※ 事前診断によるCO2削減量を達成できない場合は再エネ電気切替え、外部調達等を行う。

【事業の流れ】



【主な補助対象設備】



空調機



給湯器



冷凍冷蔵機器



ボイラ



省CO2型換気



EMS

② 本補助事業の運営に必要な、公正なCO2削減量の担保（各診断機関が実施したCO2削減余地の事前診断結果の検証）等の支援を行う。

事業スキーム

事業形態

- ① 間接補助事業
- ② 委託事業

補助率

- ① 中小企業等による省CO2型設備等の導入

上記の通り (A) (B)のうちいずれか低い額を補助（上限5,000万円）

委託先及び補助対象

民間事業者・団体等

実施期間

令和3年度

戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業 （経済産業省・国土交通省連携事業）

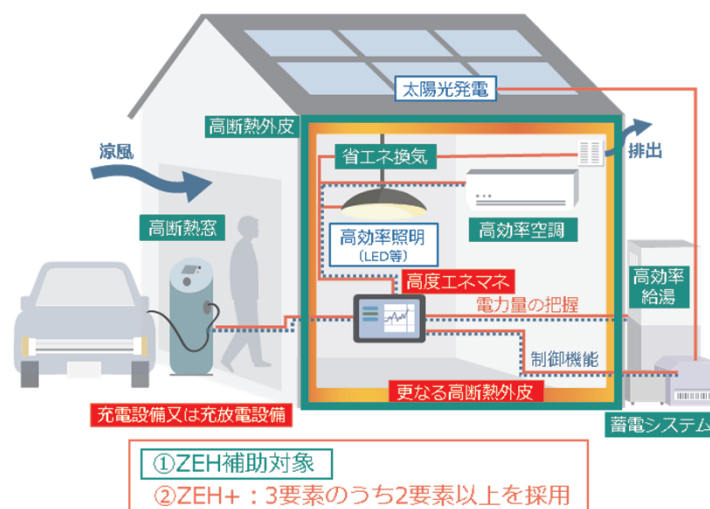
令和4年度予算（案）6,550百万円（6,550百万円） 令和3年度補正予算額 1,500百万円の内数

戸建住宅の高断熱化による省エネ・省CO2化を支援します。

事業内容

戸建住宅の高断熱化による省エネ・省CO2化を支援するため、以下の補助を行う。

- ① 戸建住宅（注文・建売）において、ZEH※の交付要件を満たす住宅を新築する者に対する定額補助：55万円/戸
- ② ZEH以上の省エネ、設備の効率的運用等により再エネの自家消費率拡大を目指した戸建住宅（ZEH+）に対する定額補助：100万円/戸
- ③ 上記に系統連系対応型蓄電池を設置、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板）等）を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電池2万円/kWh（上限額20万円/台）等
- ④ 既存戸建住宅の断熱リフォームに対し1/3補助（上限120万円/戸。蓄電池、電気ヒートポンプ式給湯機への別途補助）



※「ZEH」は、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅です。

事業スキーム

事業形態

間接補助事業

補助対象

民間事業者等

実施期間

令和3年度～令和7年度

補助率

- ① 戸建住宅（注文・建売）において、ZEHの交付要件を満たす住宅を新築
定額（55万円/戸）
- ② ZEH以上の省エネ、設備の効率的運用等により再エネの自家消費率拡大を目指した戸建住宅（ZEH+）を新築
定額（100万円/戸）
- ③ 上記に系統連系対応型蓄電池を設置、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板）等）を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合
別途補助（蓄電池2万円/kWh ※上限額20万円/台等）
- ④ 既存戸建住宅の断熱リフォーム
1/3（上限120万円/戸）
※蓄電池2万円/kWh（設備費の1/3と20万円の低い方が上限）を別途補助。電気ヒートポンプ式給湯機等に対し、定額（上限は5万円/台と補助対象経費の1/3の低い方とする）の補助を行う。

集合住宅の省CO2化促進事業（経済産業省連携事業）

令和4年度予算（案） 4,450百万円（4,450百万円） 令和3年度補正予算額 1,500百万円の内数

集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化します。

事業内容

集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するため、以下の補助を行う。

- ① 新築低層ZEH-M（3層以下）への定額補助：40万円/戸
- ② 新築中層ZEH-M（4～5層）への定率補助：補助率1/3以内
- ③ 新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助：補助率1/3以内
- ④ 上記に蓄電池を設置、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電池2万円/kWh（上限額20万円/台。一定の条件を満たす場合は24万円/台）、V2Hの導入等
- ⑤ 既存集合住宅の断熱リフォーム：1/3補助（上限15万円/戸）

※ ①②③について、水害等の災害時における電源確保に配慮された事業は、一定の優遇を行う。

①低層ZEH-M



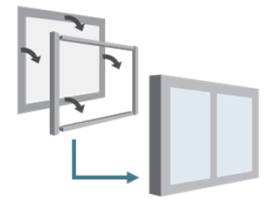
②中層ZEH-M



③高層ZEH-M



④蓄電池、CLT（Cross Laminated Timber；ひき板を繊維方向が直交するように積層接着したパネル。同面積のコンクリートと比較して軽い、施工が早いといった特徴を有する。）



⑤断熱窓への交換

事業スキーム

事業形態

間接補助事業

補助対象

民間事業者等

実施期間

平成30年度～令和5年度

補助率

① 新築低層ZEH-M（3層以下） 定額（40万円/戸）

② 新築中層ZEH-M（4～5層） 1/3以内

③ 新築高層ZEH-M（6～20層） 1/3以内

④ 上記に蓄電池を設置、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用、V2H等を導入する場合

別途補助

（蓄電池2万円/kWh※上限額20万円/台。一定の条件を満たす場合は24万円/台等）

⑤ 既存集合住宅の断熱リフォーム

1/3（上限15万円/戸）

環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業 (国土交通省・経済産業省連携事業)

令和4年度予算(案) 1,000百万円(1,000百万円)

EV/HV/天然ガストラック・バスの導入及び充電インフラの整備を支援します。

事業内容

①EVトラック・バス、HVトラックバス導入支援事業

EVトラック・バスや、一定の燃費性能を満たすHVトラック・バスの購入に対して、標準的な車両との差額分を支援するとともに、セットで充電インフラ整備への補助を行う。

補助額：標準的燃費水準車両との差額の1/2 (HV・PHV・NGV) 又は2/3(EV)
電気自動車用充電設備の導入費用の1/2

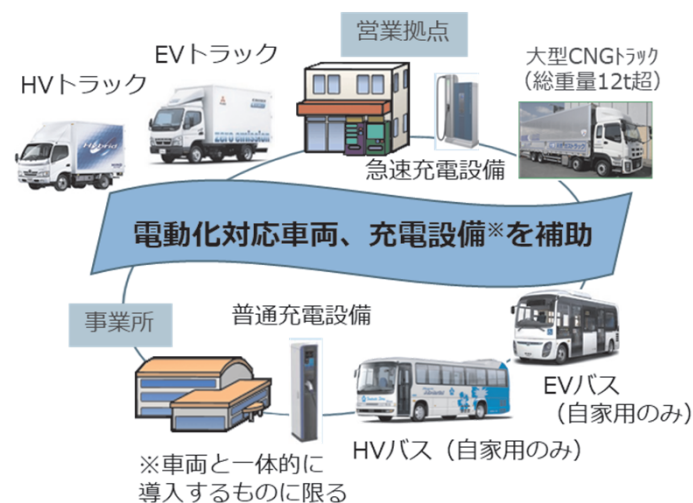
②天然ガストラック導入支援事業

将来カーボンニュートラルな燃料への代替が期待される長距離配送用天然ガストラックに対して、標準的な車両との差額分を支援する。

③EVトラック・バスにおける性能評価実証事業

ユースケース分析結果を踏まえ、EVトラックおよびバスにおける性能評価実証事業を実施、電動車両市場拡大を図る。

補助対象の充電設備：事業者の敷地等に設置された、普通・急速充電設備



事業スキーム

事業形態

間接補助事業
委託事業

委託先及び補助対象

地方公共団体、
民間団体等（所有事業者に限る）

実施期間

令和元年度～令和5年度

補助率

・ 車両

1/2（標準的燃費水準の車両価格との差額）

※電気自動車については差額の2/3

※要件：CO2排出削減効果の把握のため燃料等使用実績報告

※毎年度先進環境型トラック・バスの市場投入モデルの状況を踏まえつつ、対象車両を精査する。

・ 電気自動車用充電設備

1/2（導入費用）

※要件：事業者の敷地（事業所、営業拠点）等に設置（ただし、本補助事業による車両導入と一体的に行われるものに限る。）

低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業（国土交通省連携事業）

令和4年度予算（案） 2,965百万円（2,965百万円）

ディーゼルトラックの低炭素化や事業所全体でのCO₂削減を図ります。

事業内容

2030年目標達成に向け、運輸部門のCO₂排出量の3割を占めるトラックについては、性能面やコスト面の課題から、当面、保有車の9割程度をディーゼル車が占めると予想されており、特に資力の乏しい中小トラック運送業者においては、より低炭素なトラックへの買い替えが困難と考えられることから、一定の燃費性能を満たすディーゼルトラックの導入を補助する。

年度	トラック販売比率		トラック中 ディーゼル車 保有比率
	電動車	ディーゼル車	
2012年	0.3%	99.7%	99.8%
2020年	8.2%	91.8%	96.8%
2030年	16.6%	83.4%	88.6%

2030年時点でトラック保有車の約7～8割をディーゼル車が占めるものと推計。

→ ディーゼル保有車の燃費水準の改善・低炭素化が必要

※ 次世代型車両：ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車（平成27年度自動車由来CO₂排出量削減方策検討調査の試算）

補助額：標準的燃費水準車両との差額の1/2（買い替え※）又は1/3（新規購入※）

※ 大型トラックの+5%燃費改善にあつては、買い替えを1/3、新規購入を1/4とする。

補助要件：小型・中型のディーゼル：燃費基準+10%以上
大型のディーゼル：燃費基準+5%以上

	現行燃費基準			
	達成	+5%	+10%	+15%
小型	×	×	○	○
中型	×	×	○	○
大型	×	△	○	○

+ 事業所全体でのエコドライブの実施等



低炭素型ディーゼル
トラック

事業スキーム

事業形態

間接補助事業

補助対象

民間事業者
（中小トラック運送業者に限る）

実施期間

令和2年度～令和4年度

補助率

- 標準的燃費水準車両との差額の**1/2**（買い替え※）又は**1/3**（新規購入※）

※大型トラックの+5%燃費改善にあつては、買い替えを1/3、新規購入を1/4とする。

補助要件

・低炭素型ディーゼルトラック（大型は2015年度燃費基準+5%以上、小型・中型は同+10%以上達成車）の導入

※廃車を伴う場合の燃費の劣る旧型車両は2015年燃費基準をおおむね10%以上下回るもの

・エコドライブの実施を含む燃費改善のためのマネジメントシステム整備又はその整備計画の策定

・車両導入後の燃費改善効果及びマネジメントシステム構築運営状況の実績報告